NICIGAS
ニチガス

第70回
定時株主総会
招集ご通知



証券コード：8174

ニチガスの経営理念のご紹介

経営理念

その1　地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客さまのより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

その2　企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客さまを増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的な向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

その3　人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけられ、お客さまに密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

ごあいさつ



社長ご挨拶

株主の皆さまには、日頃より当社グループへのご理解とご支援をいただき心より感謝申し上げます。ここに、第70期（2024年3月期）の定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第70期は、観測史上最高の平均気温、歴史的円安、地政学リスク、脱炭素の流れなど、事業環境は大きく変化し続け、上流から下流まで一貫して安定したエネルギー供給を行うというビジネスモデルが当然ではなくなりました。

このような環境下において、当社グループはガス・電気のセット販売拡大を最優先事業と位置づけ、経営資源を投入し、従来の中央集中型のインフラを補完する地域分散型のインフラ構築を目指して、顧客基盤の拡大とハイブリッド給湯器およびDER機器（太陽光発電、蓄電池、V2H）の提案に注力いたしました。顧客基盤拡大においては、今期も地域社会の皆さまからのご信頼を基に、LPガスおよび電気のお客さま件数を伸ばし、収益も伴いながら順調に事業拡大を遂げております。また機器販売は、お客さまにラストワンマイルでエネルギーソリューションをお届けする小売企業として地域に密着した営業により、ハイブリッド給湯器は前年の1.75倍、その他DER機器は5倍以上の台数を販売いたしました。AIがご家庭や地域コミュニティ単位で電力需給を最適化し、PtoP（地域社会のお客さまが主体となる個人対個人の取引）の電気取引も可能となる『ニチガス版・スマートシティ』の実現へ向け、着実に前進しております。

また、大きく事業環境が変化をする時こそ自らの変革が必要と考え、当社および都市ガス会社3社の計4社を、総合エネルギー小売会社『ニチガス』、エネルギープラットフォーム会社『エナジー宇宙』およびソフトウェア開発・運用会社『雲の宇宙船』に再編し、『日本瓦斯工事』と『日本瓦斯運輸整備』を含む、計5社へ組織再編いたしました。エナジー宇宙にはプラットフォームの専門営業部門を設け、当社グループで培ってきた高効率な業務オペレーションとインフラを共有するプラットフォームのシェアリングをさらに拡大いたします。エネルギー業界全体のオペレーション最適化により脱炭素や労働人口減などの社会課題の解決を目指してまいります。

地域社会への貢献は当社グループの使命です。最新のテクノロジーと創業時からのDNAを紡ぎ続ける人財の力を最大限に発揮し、到底変わらない、変えられないと思われる社会課題や常識に対して変化を起こし、中長期的な企業価値の向上と、エネルギーを通じた近未来の地域社会およびお客さまへの新たな価値提供に挑み続けます。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員　柏谷邦彦

株 主 各 位

証券コード　8174
（発送日）2024年６月５日（水）
（電子提供開始日）2024年５月31日（金）

東京都渋谷区代々木四丁目31番８号
日本瓦斯株式会社
代表取締役社長執行役員 **柏 谷 邦 彦**

第70回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第70回 定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.nichigas.co.jp/ir/stock/meeting

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記URLにアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご欠席の場合には、議決権行使書のご返送またはインターネットなどにより、事前に議決権を行使することができます。議決権の行使につきましては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年６月24日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも
招集ご通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/8174/

記

1 日時		**2024年６月25日（火曜日）午前10時　受付開始：午前9時**
2 場所		東京都千代田区内幸町一丁目１番１号 帝国ホテル東京　本館４階　桜の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	**報告事項**	1. 第70期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
		2. 第70期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役６名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

●本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
・事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

●**本株主総会の模様は専用サイトでライブ中継いたします。ライブ中継の詳細につきましては、末尾の「ライブ中継のご案内」をご参照ください。**

議決権行使についてのご案内

議決権の事前行使の方法には、**下記の２方法**がございます。
株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

●インターネットにて議決権をご行使いただく場合

（詳細は48頁をご参照ください。）



当社指定の議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスしていただき、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで

●書面にて議決権をご行使いただく場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分必着

※当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
※インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ	**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）** 電話 **0120－173－027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

本定時株主総会の結果についてのご案内

本定時株主総会の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト　**https://www.nichigas.co.jp**

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、資本効率を重視し、自己資本を適正な水準に保っております。株主さまへの還元を重視し、当期の期末配当は、１株につき37.5円とさせていただきたく存じます。

中間配当（１株当たり37.5円）と合わせた年間配当は、１株当たり75.0円、前期の65.0円から増配となります。

1　配当財産の種類
金銭

2　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき　金37.5円
4,237,916,325円

3　剰余金の配当が効力を生じる日
2024年６月26日

ご参考

１株当たりの配当金の推移

（単位：円）

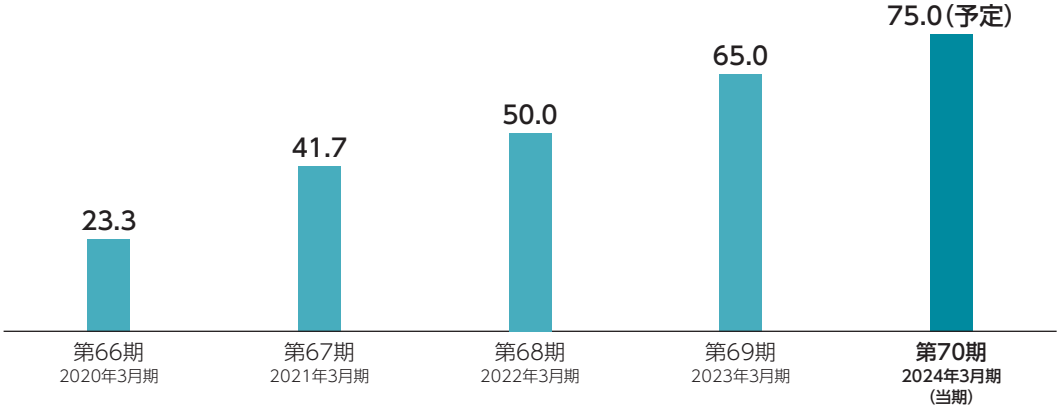

（注）当社は、2021年４月１日を効力発生日として普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しております。配当金は株式分割の影響を遡及して調整しております。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当		取締役会出席率
1	和田 眞治（わだ　しんじ）	男性	取締役会長執行役員	再任	92% (12/13回)
2	柏谷 邦彦（かしわや　くにひこ）	男性	代表取締役社長執行役員	再任	100% (13/13回)
3	吉田 恵一（よしだ　けいいち）	男性	代表取締役専務執行役員	再任	100% (13/13回)
4	土屋 友紀（つちや　とものり）	男性	専務執行役員 営業本部副本部長	新任	—
5	山田 剛志（やまだ　つよし）	男性	社外取締役	再任 社外 独立	100% (13/13回)
6	里中恵理子（さとなか　えりこ）	女性	社外取締役	再任 社外 独立	100% (11/11回)

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所届出独立役員候補者

1 和田 眞治（わだ しんじ）

1952年４月３日生

再任



所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式
171,465株
潜在的に所有する普通株式
215,268株

取締役会出席率

92%（12/13回）

略歴、当社における地位および担当

1977年３月　当社入社
2000年６月　当社常務取締役（営業本部西関東支店長）
2001年４月　当社常務取締役（営業本部営業統括兼西関東支店長）
2002年４月　当社常務取締役（営業本部営業統括）
2003年１月　当社常務取締役（営業本部長）
2004年６月　当社専務取締役（営業本部長）
2005年６月　当社代表取締役社長（営業本部長）
2006年４月　当社代表取締役社長
2020年６月　当社代表取締役社長執行役員
2022年５月　当社取締役会長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

和田眞治氏は、DXによる物流改革や業務クラウド化、海外金融機関の出資受入れ、東京電力グループとのアライアンスなど、様々な挑戦でグループの成長を牽引してきました。この経験がプラットフォーム事業およびエネルギーソリューション事業の確立に向けた次世代経営推進、中長期の企業価値向上に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役

2 柏谷 邦彦（かしわや くにひこ）

1971年１月６日生

再任



所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式
99,200株
潜在的に所有する普通株式
67,557株

取締役会出席率

100%（13/13回）

略歴、当社における地位および担当

1999年９月　Ernst＆Young LLP入社
2003年３月　オリックス株式会社入社
2012年３月　当社入社
2017年２月　当社常務取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）
2018年４月　当社代表取締役専務（経営企画本部長 海外事業部・コーポレートコミュニケーション部管掌）
2020年４月　当社代表取締役専務（コーポレート本部長 海外事業部管掌）
2020年６月　当社代表取締役専務執行役員（コーポレート本部長）
2022年５月　当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

柏谷邦彦氏は、海外で金融、法務・会計、エネルギー投資案件等の実務を経験し、当社では東京電力グループやITベンチャーとの提携を主導し、総合エネルギー事業への発展を進めてきました。新たな取組みへの挑戦を次々に進めた経験が次世代事業への経営変革推進、中長期の企業価値向上に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

3 吉田 恵一（よしだ けいいち）

1964年12月15日生

再任



所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式
13,000株
潜在的に所有する普通株式
25,728株

取締役会出席率

100%（13/13回）

略歴、当社における地位および担当

1987年 4 月　東京電力株式会社入社
2014年 6 月　同社経営企画本部事務局次長
2017年 6 月　同社執行役員経営企画ユニット組織・労務人事室長
2018年 4 月　東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役　千葉総支社長
2020年 4 月　当社入社
専務執行役員（エネルギー事業本部長）
2022年 6 月　当社代表取締役専務執行役員（エネルギー事業本部長）
2024年 1 月　当社代表取締役専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

吉田恵一氏は、当社パートナーである東京電力グループにて経営企画、人事・労務、送配電事業等の幅広い分野を経験。当社ではエネルギー事業本部長（本年1月よりエナジー宇宙 代表取締役社長執行役員）として、プラットフォーム事業のグループ外売上拡大、保安・配送業務のDX化や本年1月のグループ組織再編等を牽引してきました。これらのことから、当社グループにおけるプラットフォーム事業、エネルギーソリューション事業の発展に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社エナジー宇宙 代表取締役社長執行役員
株式会社雲の宇宙船 代表取締役社長執行役員

4 土屋 友紀（つちや とものり）

1969年5月17日生

新任



所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式
37,500株
潜在的に所有する普通株式
43,143株

取締役会出席率

―

略歴、当社における地位および担当

1993年 3 月　当社入社
2010年10月　当社執行役員（営業本部東関東支店第1部長）
2014年 4 月　当社執行役員
（営業本部エネルギー営業部東関東支店長）
2014年 6 月　当社取締役
（営業本部エネルギー営業部東関東支店長）
2015年 6 月　当社常務執行役員
（営業本部エネルギー営業部東関東支店長）
2020年 4 月　東彩ガス株式会社（現 株式会社エナジー宇宙）代表取締役社長
2020年 6 月　東彩ガス株式会社（現 株式会社エナジー宇宙）代表取締役社長執行役員
2023年 4 月　当社専務執行役員（営業本部副本部長）兼 東彩ガス株式会社（現 株式会社エナジー宇宙）代表取締役社長執行役員
2024年 1 月　当社専務執行役員（営業本部副本部長）（現任）

取締役候補者とした理由

土屋友紀氏は、自由化されたLPガスの小売市場の最前線にて実績・経験を積み、2014年から東関東支店長、2020年からは30万件規模の顧客基盤を有する、グループ都市ガス会社（東彩ガス）社長に就任し、都市ガス・電力の小売市場においてもグループの顧客基盤拡大を牽引してきました。営業現場における実績経験が、次世代経営における当社グループの顧客基盤の更なる成長実現に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

5 山田 剛志（やまだ つよし）

1965年7月16日生

再任 | 社外 | 独立

所有する当社の株式の数
—株

取締役会出席率
100%（13/13回）

本総会終結時の在任期間
1年



略歴、当社における地位および担当

2004年 4 月　弁護士登録
2004年 4 月　新潟大学法科大学院准教授
2008年 1 月　株式会社トップカルチャー社外監査役（現任）
2010年 4 月　成城大学大学院法学研究科教授（現任）
2011年 7 月　敬和総合法律事務所客員弁護士
2015年 6 月　当社社外監査役
2020年 3 月　弁護士法人日新法律事務所代表社員（現任）
2023年 6 月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

山田剛志氏は、弁護士資格を持ち、商法、会社法、金融関係の法律に深い知識を有することに加えて、企業と株主の対話の在り方を専門的に研究しています。また、当社ESG経営推進員会の委員長として、当社の役員報酬や後継者計画等の方針を取りまとめています。同氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、これらの知見が投資家の視点を踏まえた経営、ガバナンス、リスク管理に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社トップカルチャー 社外監査役
成城大学大学院法学研究科 教授
弁護士法人日新法律事務所 代表社員

6 里中 恵理子（さとなか えりこ）

1968年8月21日生

再任 | 社外 | 独立

所有する当社の株式の数
—株

取締役会出席率
100%（11/11回）

本総会終結時の在任期間
1年



略歴、当社における地位および担当

1991年 4 月　日産自動車株式会社入社
2017年 4 月　株式会社ベネッセホールディングス入社
　人財本部部長
2018年 4 月　同社人財本部本部長
　株式会社ベネッセスタイルケア取締役
2018年 6 月　株式会社ベネッセビジネスメイト取締役
2019年 6 月　株式会社ベネッセインフォシェル取締役
2021年 6 月　株式会社アバント（現 株式会社アバントグループ）入社　グループ人財統括部部長（現任）
2021年10月　株式会社アバント（現 株式会社アバントグループ）執行役員兼CHRO（現任）
2023年 6 月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

里中恵理子氏は、日産自動車にて人事やダイバーシティ推進を経験、その後ベネッセホールディングスにて人材育成戦略や役員報酬制度設計を主導。現在はアバントグループのCHROとして全社人材戦略を指揮。この経験が次世代人材の採用、育成、ダイバーシティ推進等に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社アバントグループ 執行役員兼CHRO

(注) 1. 土屋友紀氏は新任の取締役候補者であります。土屋友紀氏の選任が承認された場合、本定時株主総会終了後に開催予定の取締役会の決議をもって代表取締役専務執行役員に就任予定であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬制度（役員報酬BIP信託）で付与された累積ポイントに相当する将来交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものです。
4. 山田剛志氏および里中恵理子氏は社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員として届け出ております。
5. 山田剛志氏の社外取締役としての本総会終結時の在任期間は1年であります。なお、同氏は社外取締役に就任する前に当社の社外監査役を務めており、その在任期間は8年であります。
6. 社外取締役の責任限定について
当社は社外取締役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第35条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役候補者である山田剛志氏および里中恵理子氏につきましては、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。
7. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用などの損害を当該保険契約により塡補することとしています。再任の候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、土屋友紀氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。次回更新時には同様の内容での更新を予定しています。
8. 山田剛志氏の取締役会出席率は、社外監査役（2/2回）・社外取締役（11/11回）としての合計13回を基に計算し、記載しております。
9. 当事業年度に開催された取締役会は13回でしたが、里中恵理子氏は第69回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしましたので、取締役会への出席率は就任日である2023年6月27日から2024年3月31日までの間における取締役会回数11回を基に計算しております。
10. 当社は2023年5月に、業務委託先を通じて行った過年度の訪問販売業務に関して、消費者庁からの行政処分（3か月間の訪問販売停止等）を受けております。社外取締役（当時社外監査役）である山田剛志氏は、平素から取締役会等において法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該行政処分受領後には、原因究明、法令順守の徹底および再発防止策に関して提言を行うなど、その職責を果たしております。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中嶋克久氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	性別	現在の当社における地位	監査役会出席率
文倉 辰永　ふみくら　たつなが	男性	―	新任 社外 独立	―

新任 新任監査役候補者　社外 社外監査役候補者　独立 証券取引所届出独立役員候補者

文倉 辰永（ふみくら たつなが）

1961年1月3日生

新任　社外　独立

所有する当社の株式の数

―株

監査役会出席率

―



略歴、当社における地位

1986年10月	監査法人朝日親和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
1995年 1 月	アーサーアンダーセン米国ボストン事務所勤務（1996年3月まで）
1999年 6 月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）社員就任
2003年 6 月	同 代表社員（現パートナー）就任
2023年 6 月	有限責任 あずさ監査法人退任
2023年 7 月	個人事務所開設（現任）

社外監査役候補者とした理由

当社は、監査役会設置会社として、コーポレートガバナンスを有効に機能させるため、社外監査役には、財務・会計、法務・リスク管理に対する十分な知識が必要と考えております。文倉辰永氏は、企業経営に直接関与した経験はございませんが、公認会計士として会計に関して高度な知識を有し、大手監査法人の代表社員の職を長く務め、大手企業を含め監査に関しての十分な実務経験を有しているため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

（注）1. 文倉辰永氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 文倉辰永氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 文倉辰永氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員の要件を満たしており、独立社外役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役の責任限定について
当社は社外監査役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第46条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、文倉辰永氏が社外監査役に選任され就任した場合、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。契約の内容は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用などの損害を当該保険契約により塡補することとしております。
文倉辰永氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以　上

（ご参考）取締役、監査役のスキルマトリクス

当社の中長期的企業価値成長に必要と考えるスキルを設定し、スキルマトリクスを作成しています。機動的な全社戦略の決定、高いレベルでの業務執行の監督、企業価値向上を実現するため、必要なスキルを有する人材を取締役、監査役に配置しています。

第２号議案および第３号議案が原案どおり可決された場合、各取締役および各監査役が備えるスキルは以下のとおりです。

◎：主なスキル、○：その他スキル

社内５名、社外４名	氏名	性別	経営経験・次世代への経営変革	業界経験	DX戦略・テクノロジー	財務・会計、法務・リスク管理	環境（脱炭素に向けた取組み）	社会（人材戦略）	ガバナンス
取締役会長執行役員	和田　眞治	男性	◎	◎	◎	○	○		◎
代表取締役社長執行役員	柏谷　邦彦	男性	◎	○	○	◎	◎	○	◎
代表取締役専務執行役員	吉田　恵一	男性	◎	○	○	○	◎	◎	◎
代表取締役専務執行役員	土屋　友紀	男性	◎	◎		○	○	○	◎
取締役（社外）	山田　剛志	男性	○		○	◎			◎
取締役（社外）	里中恵理子	女性	○					◎	○
常勤監査役	真中　健治	男性		○		○		○	◎
監査役（社外）	折原　隆夫	男性	○			◎			◎
監査役（社外）	文倉　辰永	男性	○			◎			◎

NICIGAS
ニチガス



事業報告

(2023年４月１日から2024年３月31日まで)

証券コード：8174

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

【業績の概要】

2024年3月期は、記録的な高気温の年となり、ガスや電気の販売量は低調となりましたが、原料価格の高騰が一服し、低水準で推移したことにより利幅が拡大、売上総利益を前期比+38億円の736億円と大きく伸長させました。人件費やIT費用等を積み増す一方、DXによる配送効率化等により経費の伸びを抑制、営業利益は前期比＋23億円の174億円、経常利益は前期比＋22億円の176億円と大幅な増益となりました。1月に実施したグループ内組織再編に関連し、特別損失を24億円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は＋2億円の108億円と伸び幅は営業利益と比較して小幅なものとなりましたが、前期に引き続き過去最高益を更新する決算となりました。

「不要な株主資本はお預かりしない」資本政策を徹底することで、ROICは11.2%と前年より2.2%伸長、ROEは14.7%と前年より0.3%伸長しております。

【組織再編】

当社はこれからの地域社会のエネルギーの在り方、近未来のエネルギー事業の在り方からバックキャストし、お客さま、地域社会、そしてエネルギー業界に向けて価値を提供する新ビジネスモデル（NICIGAS3.0）に事業を進化させることを目的とし、本年1月に、総合エネルギー小売会社『日本瓦斯株式会社（ニチガス）』、エネルギープラットフォーム会社『株式会社エナジー宇宙（読み：エナジーソラ）』およびソフトウェア開発・運用会社『株式会社雲の宇宙船』、『日本瓦斯工事株式会社』『日本瓦斯運輸整備株式会社』の5社体制へと組織を再編いたしました。

今回のグループ再編を通して、エネルギー自由化のもとで成長するにふさわしい企業体の在り方を集中的に議論し、グループ内の各機能を横断的に検討・再定義しました。営業領域では、「LPガス事業主体のニチガス」と「都市ガス事業主体のグループ会社」という旧来の枠組みを完全に取り払い、ガスと電気のセットを前提とした「総合エネルギー小売」として一体化しました。LPガス事業と都市ガス事業両方の強みを生かした、営業力の更なる強化を企図しています。異なる組織文化の融合は、いわゆるダイバーシティ＆インクルージョンの体現であり、システムがこれを支えることで、継続的なイノベーション創出を確実なものにします。

当社はこれまで、地域社会の中で、エネルギー小売自由化の市場においてお客さまからの信頼を積み上げて成長してまいりました。一見、「変わらないだろう」、「変えられないだろう」と思われる社会課題や常識に直面する場面においても、自分たちのDNAを再確認しながら変化し続け、中長期的な企業価値の成長に向けて挑戦を続けます。今後も、ラストワンマイルのお客さまとの接点を強みに、ステークホルダーの皆さまからご支持頂けるよう、全力を尽くしてまいります。

（注）会計方針変更に伴い遡及適用が行われたため、前期数値および前期比は遡及適用後の数値を記載しております。

業績サマリー

売上高	194,364百万円	前期比	6.5%減
売上総利益	73,617百万円	前期比	5.6%増
営業利益	17,442百万円	前期比	15.3%増
親会社株主に帰属する当期純利益	10,825百万円	前期比	2.4%増

当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメント	売上高				売上総利益			
	前期	当期	増減		前期	当期	増減	
LPガス事業	87,071	84,798	-2,273	-2.6%	46,459	49,454	2,994	6.4%
電気事業	42,640	42,462	-177	-0.4%	2,959	3,687	727	24.6%
都市ガス事業	78,230	67,103	-11,126	-14.2%	20,313	20,476	162	0.8%
合　計	207,942	194,364	-13,577	-6.5%	69,733	73,617	3,884	5.6%

LPガス事業



売上高(単位:百万円)

前期比**2,273**百万円減
(2.6%減)

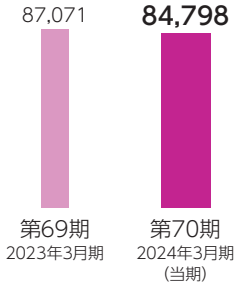

売上総利益(単位:百万円)

前期比**2,994**百万円増
(6.4%増)

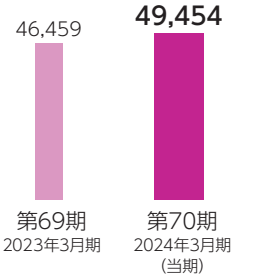

ＬＰガス　お客さま数の推移(単位：千件)

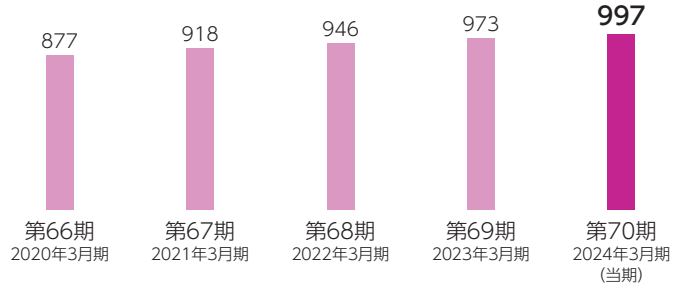

LPガス事業セグメントは、売上高が847億98百万円（前年同期比22億73百万円減）、売上総利益が494億54百万円（前年同期比29億94百万円増）となりました。

LPガス事業は、ガス販売量が高気温の影響により家庭用・業務用とも前期を下回ったものの、LPG原料価格が23年3月以降大きく低下、24年4月以降は通期で原料価格が想定内で推移したことにより利幅が拡大し、売上総利益を伸長させることができました。

営業面では、行政処分による3か月間の訪問営業停止期間中に、既存のお客さまとの信頼回復と関係強化に注力し、解約数減に努めました。グループ内組織再編後は、グループ全体の営業を統合することにより、ニチガスおよび旧・グループ都市ガス会社の営業の強みを融合させ、お客さま数を伸長させております。長期契約が見込まれるファミリー層を中心にお客さま数を前期末から2万4千件積み重ね、99万7千件となりました。

電気事業

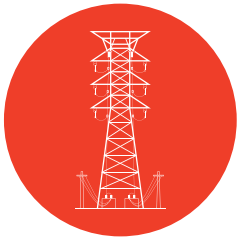

売上高(単位:百万円)

前期比177百万円減
(0.4%減)

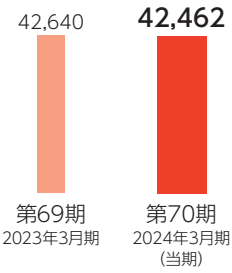

売上総利益(単位:百万円)

前期比727百万円増
(24.6%増)

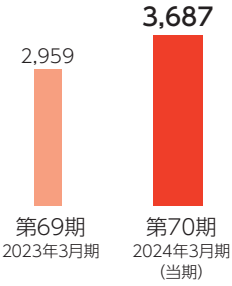

電気　お客さま数の推移(単位：千件)

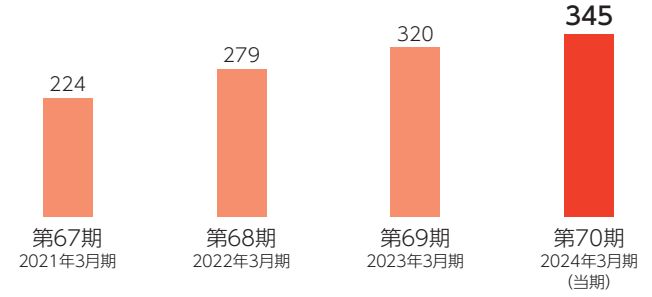

電気事業セグメントは、売上高が424億62百万円（前年同期比1億77百万円減）、売上総利益が36億87百万円（前年同期比7億27百万円増）となりました。

この利益の増加は、電気契約数の増加に加え、7月以降の料金改定による利幅拡大によるものです。

営業面では、訪問営業停止や、組織再編に伴い営業活動を控えた影響もありましたが、競合である新電力会社の料金やサービス内容に係る社内研修を実施するなど、営業強化の取組みを進め、お客さま数は前期末より2万5千件増加の34万5千件、電気のセット率は前期末20％から当期末22％に上昇しました。

今後、再エネ賦課金の値上げや激変緩和措置の終了に伴う全国的な電気料金の上昇が予定されており、お客さまの電気料金への意識が強まると見込まれます。当社はこの流れを追い風に、高使用量世帯に加え、二人暮らし世帯などの中使用量世帯に向けて、お客さまにメリットのあるメニューの提案やガスとセットではない電気単独プランの販売等を実施し、新規獲得数を増やしていく計画です。

都市ガス事業

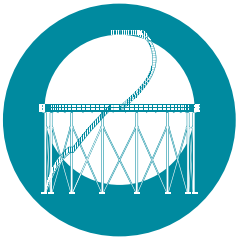

売上高(単位:百万円)

前期比**11,126**百万円減
(14.2%減)

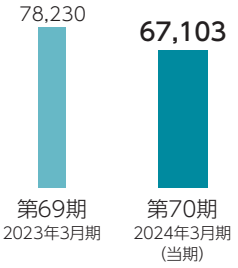

売上総利益(単位:百万円)

前期比**162**百万円増
(0.8%増)

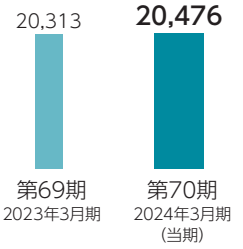

都市ガス　お客さま数の推移(単位：千件)

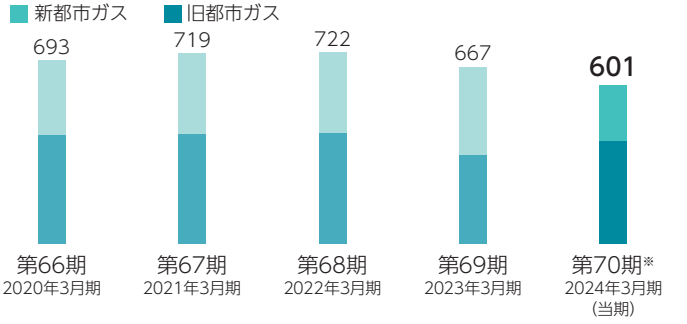

※組織再編の導管分離に伴い、都市ガス小売のお客さま数を開示しております。

都市ガス事業セグメントは、売上高が671億3百円（前年同期比111億26百万円減）、売上総利益が204億76百万円（前年同期比1億62百万円増）となりました。都市ガス事業は、LPガス事業同様、高気温を背景に家庭用のガス販売量が減少いたしましたが、都市ガス原料の下降基調を要因としたスライドタイムラグ*のプラス影響が上回り、売上総利益を伸長させることができました。グループ内組織再編により、お客さまとの契約は旧・グループ都市ガス会社からニチガスへ承継されました。既存のお客さまへ、電気セットや機器販売等の提案を行い、より一層の関係強化に努めてまいります。

*スライドタイムラグとは、都市ガスの原料費調整制度によるもので、原料価格の変動が先に売上原価、後に遅れて売価（料金）に反映されることから発生するタイムラグのことで、当期間は原料価格が下降基調であったことから、プラスの影響を受けております。

(2) 設備投資の状況

LPガス物流を改善させるための投資や、業務効率化にむけたICT投資、都市ガス事業の供給設備の入替をすすめました。

主なものとしては、甲府工場跡地での甲府デポステーションの建設や、エネルギープラットフォーム会社『株式会社エナジー宇宙』で利用する「導管システム」等のICT投資、春日部市、越谷市、久喜市、北本市等の導管工事等です。

この結果、当社グループの設備投資額は107億円となりました。

所要資金は主に自己資金によっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 財産および損益状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期(当連結会計年度)
売　上　高	143,490	162,552	207,942	194,364
経　常　利　益	14,062	12,930	15,314	17,604
親会社株主に帰属する当期純利益	9,373	9,972	10,568	10,825
1株当たり当期純利益	78円94銭	86円24銭	92円60銭	95円64銭
総　資　産	140,120	153,811	154,883	159,219
純　資　産	69,342	71,890	74,299	72,723
1株当たり純資産額	592円64銭	624円79銭	652円62銭	650円53銭

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産額」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2015年9月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

売上高 (単位:百万円)

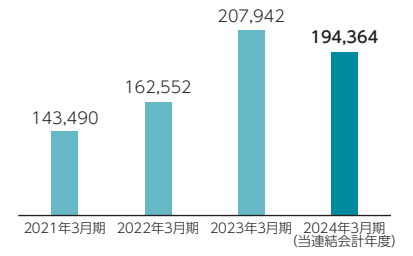

経常利益 (単位:百万円)

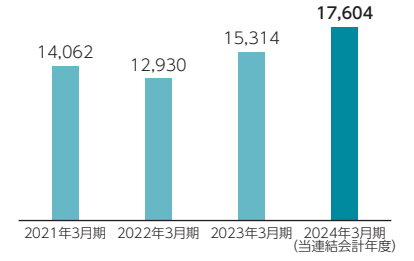

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)

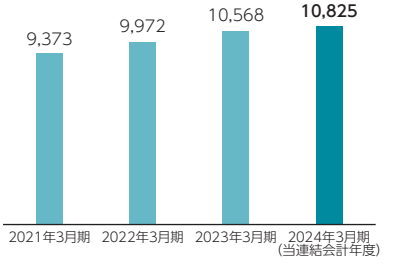

1株当たり当期純利益 (単位:円)

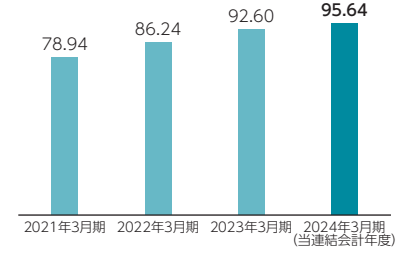

総資産／純資産 (単位:百万円)

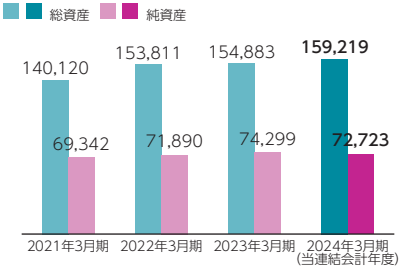

自己資本比率 (単位:%)

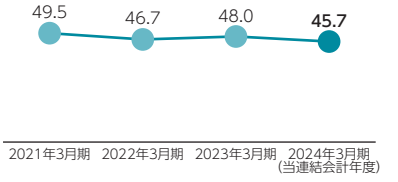

ROE／ROIC (単位:%)

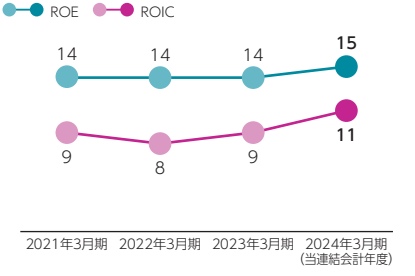

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社エナジー宇宙	450	100	ガス導管事業 プラットフォーム事業
日本瓦斯工事株式会社	100	99.00	管工事業
日本瓦斯運輸整備株式会社	24	99.00	輸送業
株式会社雲の宇宙船	50	100	システム企画・開発・保守

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 重要な企業再編等の状況

当社は、2024年１月１日付で、以下のグループ内組織再編を行いました。

①子会社３社（東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、北日本ガス株式会社）のエネルギー小売事業を吸収分割により当社に承継いたしました。

②当社、東日本ガス株式会社、北日本ガス株式会社のガス導管事業等を、吸収分割および吸収合併により東彩ガス株式会社（現 株式会社エナジー宇宙）に承継させました。

③当社のシステム開発・保守・運用等のシステム事業を、吸収分割により株式会社雲の宇宙船へ承継させました。

(7) 経営環境および対処すべき課題等

【当社グループを取り巻く経営環境】

エネルギー業界を取り巻く環境は急速に変化しています。2023年は、1898年の統計開始以降、最も高い気温を記録し、「地球沸騰の時代」として温暖化の進行を体感する年となりました。COP28では、パリ協定の目標達成に向けた「化石燃料からの脱却」という文言がCOP史上初めて成果文書に記載されるなど、カーボンニュートラル社会への転換を早急に進める必要性が再認識されました。また近年は、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとハマスの軍事衝突等に端を発した中東情勢の緊迫化など、サプライチェーンに大きな影響を与える地政学リスクが高まり、混乱の度合いが深まっています。自然災害の激甚化・頻発化も進み、深刻な影響をもたらしています。

このような事業環境の変化において、エネルギー業界では、上流から下流までエネルギーを安定的に供給するという従来の在り方が終焉を迎えています。当社はこれからの地域社会のエネルギーの在り方を想定し、AIを主軸とした分散型エネルギーシステムを早期に普及させ、脱炭素対応、エネルギー危機下での安定供給、自然災害を意識したレジリエンス強化を実現してまいります。

【組織再編と新ビジネスモデル】

当社グループは、近未来のエネルギー事業の在り方からバックキャストし、お客さま、地域社会、そしてエネルギー業界に向けて価値を提供する新ビジネスモデル（NICIGAS3.0）に事業を進化させることを目的とし、グループ組織を再編しました。

具体的には、当社および完全子会社である都市ガス3社の計4社を統合したうえで、総合エネルギー小売会社『日本瓦斯株式会社（ニチガス）』、エネルギープラットフォーム会社『株式会社エナジー宇宙』およびソフトウェア開発・運用会社『株式会社雲の宇宙船』の3社に再編成し、『日本瓦斯工事株式会社』『日本瓦斯運輸整備株式会社』と合わせて5社体制としました。

小売事業では、従来の事業モデルを進化させ、ハイブリッド給湯器や、太陽光発電、蓄電池、EV充電器などの分散型エネルギー源（DER）を利用し、お客さまがご自身でエネルギーをつくり、ため、賢く使うという、ご家庭のエネルギー最適利用の仕組みをご提案し、エネルギーの安定調達や需給バランス、脱炭素という社会課題に対する新たな価値を提供します（NICIGAS3.0）。また将来はAIを活用し、ご家

庭のみならず地域コミュニティ単位で需給を最適化し、PtoP（地域社会のお客さまが主体となる個人対個人の取引）の電気取引も可能となる『ニチガス版・スマートシティ』の構築を目指します。地域社会全体でのCO_2排出量の削減、災害に対応するレジリエンスを向上させ、お客さまにとって、より安心で快適な暮らしを実現します。

グループ組織再編では、ガスと電気のセットを前提とした「総合エネルギー小売」に向け、LPガス事業主体のニチガスと都市ガス事業主体のグループ会社の営業部門を一体化しました。これまで、ニチガスは挑戦するDNAおよび競争市場におけるエネルギー小売営業力を、そして都市ガスグループ会社は、地域密着でお客さまのご要望に応える力および高度な技術や知識を生かした法人向け営業力を培ってきました。それぞれの強みをかけ合わせることで、営業力の更なる強化を図ってまいります。

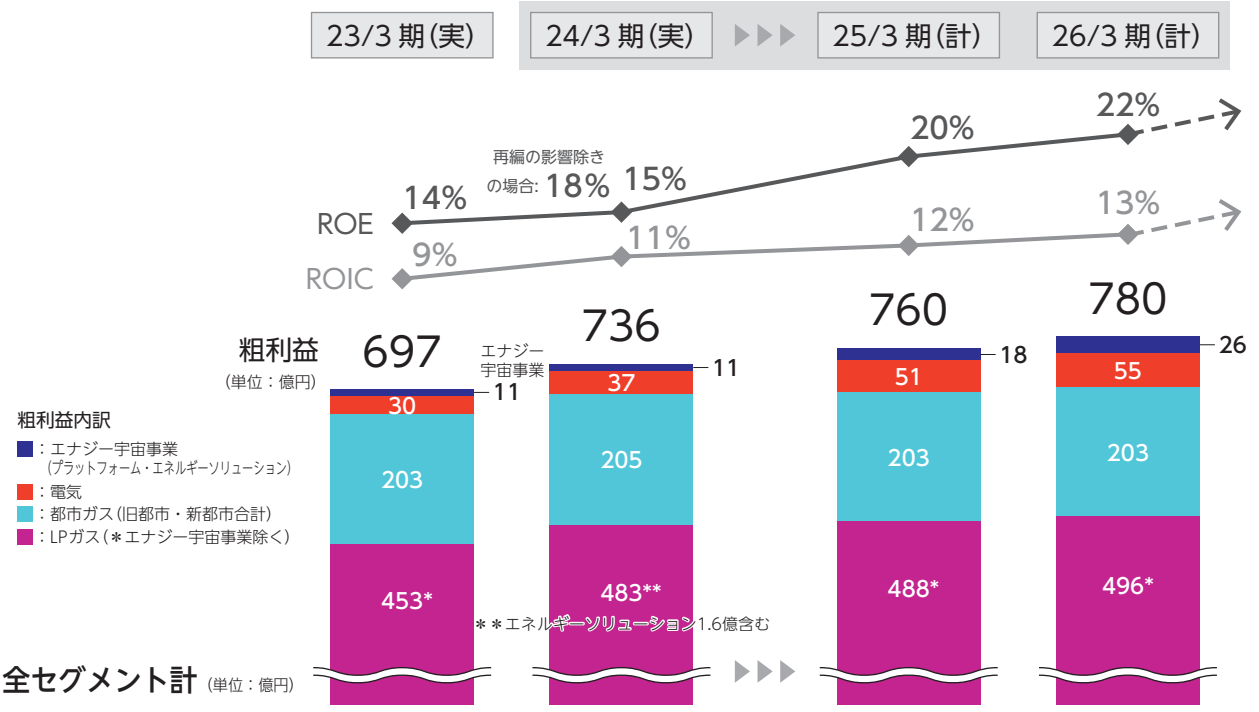

全セグメント計 (単位：億円)

粗利益	697	736	760	780
販管費	546	562	560	560
営業利益	151	174	200	220
純利益	106	**108**	140	150
EPS	92.6円	95.6円	126.7円	138.9円

24/3期(実):
純利益**108**億円は
再編関連の特損
▲24億を負担後

エネルギー業界に向けた取組みでは、DXを取り入れた高効率なオペレーションを他社と共同利用する環境を構築し、エナジー宇宙が主体となって、東京電力グループや東京エナジーアライアンス社とも連携しながら、事業インフラのシェアリングサービスを提供していきます（プラットフォーム事業）。インフラのシェアリングによる業界全体のオペレーション最適化を通じ、CO_2削減や労働力不足といった社会課題に対する価値を提供します。

【3ヶ年計画】
当社は、組織再編を契機に3ヶ年計画を発表しております。既存事業であるLPガスと電気を中心に利益を成長させ、2年後の2026年3月期に営業利益220億円、純利益150億円およびROE22%を達成する計画です。EPSは2024年3月期95.6円から、2026年3月期には138.9円と約1.5倍に引き上げます。

【資本政策】
組織再編を通じて今後の事業体制が定まったことを踏まえ、2024年3月期から2026年3月期におよぶ3ヶ年の成長プランを実行に移しました。このプランでは、事業拡大による利益成長だけでなく、バランスシートの積極的なコントロールによって企業価値を向上させる取組みも重視しています。具体的には、収益性の高い事業に多くのキャッシュを投じ、ROICを2023年3月期の9%から2026年3月期に13%に引き上げます。合わせて、資本の調達サイドにおいて最適資本構成を見直し、自己資本比率を2023年3月期の48%から2026年3月期に40%まで引き下げ、利益成長と合わせて2026年3月期にROE22%を達成します。
本年3月の日銀による大規模金融緩和政策の修正は、投資家の期待収益率である資本コストの上昇に繋がることも、強く意識しております。当社は従来から投資家との対話をはじめとした積極的なIR活動などにより資本コストの低減に努める一方で、ROICを高めながら、最適資本構成を見直すことでさらにROEを向上させ、資本コストとROEの差であるエクイティスプレッドを拡大させて、株主価値の向上を進めてまいります。

【サステナビリティ】
当社はラストワンマイルを担う企業として、カーボンニュートラル、脱炭素という社会課題に責任を果たします。他社とのパートナーシップによる共創で業界全体のCO_2排出量を削減しながらエネルギーソリューションでお客さまあたりのCO_2排出量削減を進め、中長期の企業価値向上と2050年までのCO_2排出ネットゼロを目指します。
他社とのパートナーシップでは、デジタルによる最適化でCO_2排出量を半減（他社比）する当社のオペレーションを他社とシェアリングします。他社の利用を拡大することで、業界全体のCO_2排出量を減らしてまいります。
エネルギーソリューションでは、既存の中央集中型インフラを補完する需要側の自律分散型エネルギーマネジメントの仕組みをいち早く実現し、お客さまあたりCO_2排出量を削減してまいります。太

陽光発電、蓄電池、ハイブリッド給湯器、EV充電設備などを各家庭に普及し、エネルギーの最適利用を実現してまいります。
　当社は他社とのパートナーシップによる共創と需要側からのアプローチにより新たな形で地域社会に貢献し、中長期的に企業価値を向上してまいります。

　また、業務委託先による過年度の訪問販売業務に関して、消費者庁から2023年５月に３ヶ月間の訪問販売停止等の処分を受けた件につきまして、株主の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。当社は、営業品質向上のためのコンプライアンス体制・委託先の不適切行為防止策等を再検証し、改善策を実施いたしました。今後も一層の再発防止に努めてまいります。

(8) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

　当社グループはLPガス、電気、都市ガス、コミュニティーガスの供給ならびにガス機器等の販売とこれらに附帯する事業を営んでおり、主なものは次のとおりであります。

事　　業	取　扱　商　品
ＬＰガス事業	LPガス、コミュニティーガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、給排水衛生設備工事、リフォーム）、プラットフォーム事業等
電　気　事　業	電気、関連サービス、発電・蓄電・充電デバイスの販売等
都市ガス事業	都市ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、リフォーム）等

(9) 主要な営業所（2024年３月31日現在）

①　当社の主要な営業所

本　　社	東京都渋谷区代々木
営　業　所	第１東京営業所（東京都）旭営業所（神奈川県）大宮営業所（埼玉県） 流山営業所（千葉県）土浦営業所（茨城県）宇都宮営業所（栃木県） 高崎営業所（群馬県）甲府営業所（山梨県）三島営業所（静岡県） 他81ケ所

② 重要な子会社および主要な事業所

株式会社エナジー宇宙	本社	東京都渋谷区
日本瓦斯工事株式会社	本社	東京都渋谷区
日本瓦斯運輸整備株式会社	本社	神奈川県川崎市
株式会社雲の宇宙船	本社	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,716名（269名）	13名（▲59名）

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に記載。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,158名（176名）	106名（38名）	39.2歳	12.7年

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に記載。

(11) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,335百万円
株式会社みずほ銀行	6,101百万円
株式会社三井住友銀行	5,315百万円

2．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　480,000,000株

(2) 発行済株式の総数　115,317,098株（自己株式2,305,996株を含む）

(3) 株主数　6,484名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,056,400株	16.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,472,000株	9.3%
東京電力エナジーパートナー株式会社	4,380,000株	3.9%
株式会社かんぽ生命保険	3,509,500株	3.1%
日本生命保険相互会社	2,186,760株	1.9%
住友生命保険相互会社	1,775,200株	1.6%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,526,900株	1.4%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,429,018株	1.3%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,238,261株	1.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口・75844口）	1,219,485株	1.1%

（注）当社は、自己株式2,305,996株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式1,219,485株を含んでおりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①　自己株式の取得および消却

2023年４月27日の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を次のとおり実施いたしました。

・消却した株式　普通株式　1,286,600株

2023年７月27日の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を次のとおり実施いたしました。

・取得した株式　普通株式　1,073,900株

2024年２月１日の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を次のとおり実施いたしました。

・取得した株式　普通株式　1,117,800株（2024年３月31日現在）

② 役員報酬BIP信託

当社は、2015年９月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各連結会計年度の基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）、当社と委任契約を締結している執行役員、当社の連結子会社３社の取締役および当社の連結子会社３社と委任契約を締結している執行役員（以下、「対象取締役等」という。）に交付される株式報酬型の役員報酬です。当社は、対象取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの自己株式処分による取得または株式市場から取得いたします。

当社は、株式交付規程に従い、対象取締役等に対し各連結会計年度の役位係数に応じてポイントを付与し、対象取締役等の退任時に累積ポイントの一定の割合に相当する数の当社株式を当該信託を通じて交付し、残りの当社株式については当該信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を当該信託から給付します。

なお、当連結会計年度末（2024年３月31日現在）に当該信託が保有する当社株式は1,219,485株であります。

③ 従業員向け株式報酬制度

当社は、2018年５月15日より当社グループの従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2023年度からは**譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度**に移行しております。

譲渡制限株式ユニット付与制度は、グループの従業員（嘱託およびパートを除く。）の中で、前年度優秀な成績を収めたもの（以下「対象者」という。）に対し、金銭の給与に加えて、新たに株式報酬を付与することにより、当社グループの従業員のモチベーションの向上を図るとともに経営参画意識を高め、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上につなげるものであります。当社は、対象者に対するRSUの付与から３年間の権利算定期間を設定し、当該権利算定期間の満了日において当社の従業員等の地位を有する対象者に対して、当社の取締役会決議に基づき、当該対象者に対し発行又は処分される当社株式の数に１株当たりの払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を付与した上で、当該金銭報酬債権の現物出資と引き換えに当該株式の発行又は処分を行います。

なお、本制度により発行又は処分される当社株式の１株当たりの払込金額は、取締役会決議日の直前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない金額とします。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
和　田　眞　治	取締役会長執行役員	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス　社外取締役
柏　谷　邦　彦	代表取締役社長執行役員	
渡　辺　大　乗	代表取締役専務執行役員 営業本部長	日本瓦斯工事株式会社　代表取締役社長執行役員 東京エナジーアライアンス株式会社　代表取締役副社長
吉　田　恵　一	代表取締役専務執行役員	株式会社エナジー宇宙　代表取締役社長執行役員 株式会社雲の宇宙船　代表取締役社長執行役員
山　田　剛　志	取締役	株式会社トップカルチャー　社外監査役 成城大学大学院法学研究科　教授 弁護士法人日新法律事務所　代表社員
里　中　恵理子	取締役	株式会社アバントグループ　執行役員兼CHRO
真　中　健　治	常勤監査役	
中　嶋　克　久	監査役	株式会社M&Aコンソーシアム　代表取締役社長 エスプラスカンパニー株式会社　代表取締役会長 株式会社千代田組　社外監査役 株式会社Yagish　社外監査役
折　原　隆　夫	監査役	応用地質株式会社　社外監査役

（注）１．取締役山田剛志氏および里中恵理子氏は、社外取締役であります。山田剛志氏および里中恵理子氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査役中嶋克久氏および折原隆夫氏は、社外監査役であります。中嶋克久氏および折原隆夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
３．監査役中嶋克久氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．山田剛志氏は、2023年６月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を辞任し、社外取締役に就任いたしました。

5．2024年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	役　　名	職　　名
鎌形哲夫	専務執行役員	営業本部 東京支店長
清田慎一	専務執行役員	コーポレート本部長
土屋友紀	専務執行役員	営業本部 副本部長
佐藤一郎	常務執行役員	営業本部 南関東支店長
岩谷治樹	常務執行役員	営業本部 北関東支店長
尾作恵一	常務執行役員	コーポレート本部 副本部長 人事部管掌
鈴木　壮	常務執行役員	営業本部 西関東支店長
中根　崇	常務執行役員	営業本部 埼玉東支店長
村松俊二	常務執行役員	営業本部長付 茨城支店第1部長
紫藤武久	執行役員	営業本部 茨城支店長
長岡　覚	執行役員	営業本部 関東中央支店第4部長兼開発部長
滝瀬淳一	執行役員	営業本部 栃木支店長
鬼塚浩二	執行役員	営業本部 営業企画部長
岩崎陽子	執行役員	コーポレート本部 人事部長
新井光雄	執行役員	営業本部 関東中央支店長
天野鎮機	執行役員	コーポレート本部 総務部長
清水靖博	執行役員	営業本部 電力事業部長
山岸麻登佳	執行役員	コーポレート本部 経財部長
内山賢一	執行役員	営業本部 東関東支店長
星　新也	執行役員	コーポレート本部 法務部長兼監査室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の全ての取締役、監査役および執行役員で、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に関する事項

当社取締役・執行役員の個人別の報酬等の決定方針は、あらかじめ決議する内容について ESG経営推進委員会（指名・報酬の機能を有する諮問委員会）へ諮問し、答申を受けたうえで、取締役会にて決議しております。本委員会は社外取締役２名（山田剛志氏、里中恵理子氏）、社内取締役２名（代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦氏、代表取締役専務執行役員　渡辺大乗氏）、社外監査役１名（折原隆夫氏）の５名で構成されております。過半数が社外役員であるとともに社外取締役（山田剛志氏）が委員長を務めていることから、本委員会は独立性を有していると判断しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役・執行役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、ESG経営推進委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役・執行役員の個人別の報酬等の決定方針に関する事項は次のとおりです。

ア．取締役・執行役員の報酬の基本方針および構成

当社の取締役・執行役員の報酬は、連結営業利益等の業績に連動する基本報酬と、株主価値との連動性をより意識した株式報酬により構成し、中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成とします。社外取締役は、適切にその役割を担うために、固定の基本報酬のみを支給し、業績に連動する報酬や株式報酬は支給しません。

イ．基本報酬に関する方針

業績に連動する各取締役・執行役員の個別基本報酬は、各取締役・執行役員に対する独立外部評価者※による評価を基礎として算定します。

※独立外部評価者…外部機関による推薦に基づき、経営および役員報酬の算定根拠となる業績評価に高い知見を有すると人事部管掌役員にて判断し、2015年より評価を依頼している２名の大学教授。

〈評価の流れ〉

１．各取締役・執行役員は、取り組んだ課題および実績について、事業年度終了後に独立外部評価者と評価面談を実施。

2．独立外部評価者が、面談結果をもとに、各取締役・執行役員の役割・責務別に求められる項目ごとに定量評価、定性評価を実施。定量評価は、会社全体の営業利益および各役員が評価期間の初めに掲げたKPI達成状況で評価します。定性評価は、企業価値向上への貢献、方針策定と戦略の浸透、後継者の育成と発掘、専門能力、先見力等の項目により評価し、特に過去の慣習や成功体験にとらわれない変革力を重視します。

3．独立外部評価の結果は、本部長が確認した後、代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員にて独立外部評価に基づき個人別の基本報酬の考え方を決定し、ESG経営推進委員会でその内容を承認。承認された考え方をもとに、代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員が協議を行い、最終的に個別の基本報酬を決定。

ウ．非金銭報酬等に関する方針

株式報酬は、中長期インセンティブプランとして、５事業年度を対象として851百万円かつ690,000株（株式分割後）を上限に取締役・執行役員に株式を付与するもので、取締役・執行役員が株主の皆さまと中長期的に利益価値を共有することを目的としております。本株式報酬は、BIP信託制度を利用し、連結営業利益等の達成度に応じて変動する基本報酬月額および役位係数に基づいてポイントを算出し、取締役・執行役員に毎年付与します。ポイントは在任期間中累積され、当社および株式報酬制度の対象に含まれる全ての当社子会社の取締役・執行役員を退任した時に累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式および信託内で換価処分した換価処分相当額の現金を受け取ることができます。なお、当社取締役会の承認を条件として、５事業年度ごとに本株式報酬の期間を同期間延長することができます。

エ．報酬等の割合に関する方針

連結営業利益等の業績に連動する基本報酬と、株式報酬の割合は、社内規程において役位ごとに定められた役位係数により決定します。

オ．報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記イに記載したプロセスにより決定した取締役・執行役員の個別の報酬は、取締役・執行役員の任期に鑑みて毎年７月に支給する分から反映します。

カ．報酬等の決定の委任に関する事項

1．委任を受ける者の氏名または会社における地位もしくは担当

代表取締役社長執行役員　　柏谷　邦彦

人事部管掌常務執行役員　　尾作　恵一

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役・執行役員の評価を行うには代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員が適していると判断したためです。

2．委任する権限の内容

独立外部評価に基づき、報酬決定の考え方についてESG経営推進委員会と取締役会の承認を得たうえで、個人別の基本報酬を決定する権限です。

3．委任された権限が適切に行使されるための措置の内容

代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員にて独立外部評価に基づき決定した個人別の基本報酬の考え方を、ESG経営推進委員会へ報告し、ESG経営推進委員会でその内容を承認するという手順を踏むことにより、委任された権限が適切に行使されるようにします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内（内、社外取締役年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名（内社外取締役は２名）です。

取締役・執行役員の報酬は、業績に連動する基本報酬および株式報酬により構成することとしております。

監査役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

また、2020年６月24日開催の第66回定時株主総会において、取締役・執行役員に対する株式報酬制度（BIP信託）へ５事業年度を対象として1,628百万円（内訳：当社分　851百万円、対象子会社分　777百万円）拠出し、１事業年度ごとに88,000ポイント※（内訳：当社分　46,000ポイント、対象子会社分　42,000ポイント）を上限に対象者へ交付する旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は３名、執行役員の員数は17名です。

※１ポイントは１株に換算します。（2021年４月１日以降は、株式分割により１ポイントは３株に換算します。）

③ 取締役、監査役および執行役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 （内社外取締役）	282 (15)	202 (15)	80 (0)	8 (4)
監査役 （内社外監査役）	31 (16)	31 (16)	0 (0)	4 (3)
執行役員（除く取締役）	402	317	85	21

（注）１．対象となる役員の員数は、当事業年度における最大人数としております。
２．非金銭報酬として取締役・執行役員に対して株式報酬を交付しております。上記非金銭報酬等の額は、当事業年度における株式報酬引当金の繰入額になります。
当該株式報酬の内容は２．会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役山田剛志氏は株式会社トップカルチャーの社外監査役、成城大学大学院法学研究科教授および弁護士法人日新法律事務所の代表社員を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

・取締役里中恵理子氏は株式会社アバントグループの執行役員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役中嶋克久氏は株式会社M&Aコンソーシアムの代表取締役社長、エスプラスカンパニー株式会社の代表取締役会長、株式会社千代田組の社外監査役および株式会社Yagishの社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役折原隆夫氏は、応用地質株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田剛志	13回	100%	3回	100%
取締役	里中恵理子	11回	100%	—回	—%
監査役	中嶋克久	13回	100%	13回	100%
監査役	折原隆夫	11回	100%	10回	100%

（注）当事業年度に開催された取締役会は13回、監査役会は13回でありましたが、里中恵理子氏および折原隆夫氏は、第69回定時株主総会において取締役、監査役に選任され就任いたしましたので、取締役会および監査役会への出席率は就任日である2023年６月27日から2024年３月31日までの間における開催回数（取締役会11回、監査役会10回）を基に計算しております。また、山田剛志氏は第69回定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任しておりますので、退任までの期間における監査役会の開催回数（3回）を基に計算しております。

③ 取締役会および監査役会における発言状況と社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役山田剛志氏は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識から、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。特に財務政策・コンプライアンス体制構築について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、ESG経営推進委員会の委員長として、客観的な立場で当社の役員報酬などの決定過程における監督機能を担っております。

・取締役里中恵理子氏は、大手自動車メーカー等にて人事や人材育成戦略、役員報酬制度設計等を主導したのち、企業の経営にも参画し、人財戦略に関する豊富な知見を有しており、次世代人材の採用、育成、ダイバーシティ推進等、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。特に人財戦略について、専門的な観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
・監査役中嶋克久氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知見を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
・監査役折原隆夫氏は、大手不動産会社での実務経験ののち、上場企業等での執行と監査両面での役員経験を有しており、その豊富な知見を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
・当社は、業務委託先を通じて行った過年度の訪問販売業務に関する消費者庁からの行政処分（3か月間の訪問販売停止等）を2023年5月に受けております。社外取締役（当時社外監査役）である山田剛志氏および社外監査役の中嶋克久氏は、平素から取締役会等において法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該行政処分受領後には、原因究明、法令順守の徹底および再発防止策に関して提言を行うなど、その職責を果たしております。

4．会計監査人の状況

(1) 名称　　協立神明監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

（注）1．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、会計監査人の業務執行状況および一般的な会計監査人の報酬水準について確認した上で、当年度の報酬が、会計監査人の独立を維持し、当社および連結子会社を含めた企業集団の監査環境および内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制ならびに監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社および子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、合意された手続による契約についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5．株式会社の支配に関する基本方針

2017年６月28日開催の第63回定時株主総会において、「企業価値向上プラン（買収防衛策）」は、継続せずに廃止することが決議されております。

なお、当社は、企業価値向上プラン（買収防衛策）廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

（注）本事業報告中に記載の金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は四捨五入により表示しております。

NICIGAS
ニチガス



連結計算書類／計算書類／監査報告書

証券コード：8174

連結貸借対照表 (2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**56,646**
現金及び預金	18,990
受取手形及び売掛金	28,990
商品及び製品	4,480
原材料及び貯蔵品	114
その他	4,202
貸倒引当金	△132
固定資産	**102,572**
有形固定資産	**81,606**
建物及び構築物	15,341
機械装置及び運搬具	27,885
工具、器具及び備品	518
土地	29,991
リース資産	6,823
建設仮勘定	1,045
無形固定資産	**8,235**
のれん	1,698
その他	6,536
投資その他の資産	**12,730**
投資有価証券	3,718
長期貸付金	5,029
繰延税金資産	8,550
その他	2,969
貸倒引当金	△7,537
資産合計	**159,219**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**47,415**
支払手形及び買掛金	16,327
電子記録債務	4,057
短期借入金	4,000
1年内返済予定の長期借入金	10,472
リース債務	1,472
未払法人税等	3,763
賞与引当金	268
その他	7,053
固定負債	**39,080**
長期借入金	25,199
リース債務	6,048
再評価に係る繰延税金負債	203
株式報酬引当金	1,247
ガスホルダー修繕引当金	262
製品自主回収関連損失引当金	43
退職給付に係る負債	4,021
その他	2,053
負債合計	**86,495**
(純資産の部)	
株主資本	**72,266**
資本金	7,070
資本剰余金	5,860
利益剰余金	66,407
自己株式	△7,070
その他の包括利益累計額	**457**
その他有価証券評価差額金	670
為替換算調整勘定	△170
退職給付に係る調整累計額	△42
純資産合計	**72,723**
負債及び純資産合計	**159,219**

連結損益計算書 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		194,364
売上原価		120,746
売上総利益		73,617
販売費及び一般管理費		56,175
営業利益		17,442
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	2	
為替差益	19	
不動産賃貸料	76	
受取保険金	36	
持分法による投資利益	104	
その他	148	390
営業外費用		
支払利息	159	
その他	69	228
経常利益		17,604
特別利益		
固定資産売却益	296	296
特別損失		
固定資産売却損	21	
固定資産除却損	308	
組織再編費用	2,415	
その他	9	2,755
税金等調整前当期純利益		15,144
法人税、住民税及び事業税	5,004	
法人税等調整額	△684	4,319
当期純利益		10,825
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		10,825

貸借対照表 (2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**52,577**
現金及び預金	15,234
売掛金	28,832
商品	4,258
貯蔵品	12
その他	4,375
貸倒引当金	△136
固定資産	**72,162**
有形固定資産	**27,718**
建物	5,364
構築物	984
機械及び装置	2,218
車両運搬具	38
工具、器具及び備品	344
土地	14,286
リース資産	4,358
建設仮勘定	122
無形固定資産	**1,743**
のれん	1,640
その他	103
投資その他の資産	**42,700**
投資有価証券	3,371
関係会社株式	30,716
長期貸付金	7,791
繰延税金資産	7,222
その他	3,365
貸倒引当金	△9,766
資産合計	**124,740**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**44,094**
電子記録債務	4,057
買掛金	18,479
短期借入金	4,000
一年内返済予定の長期借入金	6,886
リース債務	1,225
未払金	4,400
未払費用	451
未払法人税等	3,048
未払消費税等	450
預り金	1,094
固定負債	**27,107**
長期借入金	15,032
リース債務	4,669
長期預り金	585
退職給付引当金	3,734
株式報酬引当金	988
製品自主回収関連損失引当金	43
その他	2,053
負債合計	**71,202**
(純資産の部)	
株主資本	**52,867**
資本金	**7,070**
資本剰余金	**5,197**
資本準備金	5,197
利益剰余金	**47,670**
利益準備金	949
その他利益剰余金	46,721
固定資産圧縮積立金	106
別途積立金	7,750
繰越利益剰余金	38,865
自己株式	△**7,070**
評価・換算差額等	**670**
その他有価証券評価差額金	**670**
純資産合計	**53,538**
負債及び純資産合計	**124,740**

損益計算書 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		141,690
売上原価		89,140
売上総利益		52,549
販売費及び一般管理費		40,661
営業利益		11,888
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,734	
その他	313	7,048
営業外費用		
支払利息	140	
その他	7	148
経常利益		18,787
特別利益		
固定資産売却益	287	
抱合せ株式消滅差益	6,529	6,816
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	3	
組織再編費用	2,363	2,371
税引前当期純利益		23,233
法人税、住民税及び事業税	3,585	
法人税等調整額	△604	2,980
当期純利益		20,252

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月15日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協立神明監査法人
東京事務所
代表社員
業務執行社員　公認会計士　朝田　潔
業務執行社員　公認会計士　岩切靖雅

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうか

を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
　監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月15日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協立神明監査法人
東京事務所
代表社員
業務執行社員　公認会計士　朝田　潔
業務執行社員　公認会計士　岩切靖雅

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

監査報告書

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、当社が業務委託先を通じて行った訪問販売業務について消費者庁から行政処分を受けましたが、監査役会は、本事案の発生に鑑みた再発防止及びコンプライアンスを最優先とした取り組みに努めていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日
日本瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役　真　中　健　治 ㊞
社外監査役　中　嶋　克　久 ㊞
社外監査役　折　原　隆　夫 ㊞

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、2024年６月24日（月曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記２．（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

5．機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120－173－027
（受付時間　午前9時～午後9時　通話料無料）

LIVE

ライブ中継のご案内

第70回　定時株主総会の模様を専用サイトにてライブ中継いたします。

視聴方法

以下の専用ウェブサイトにアクセスしてご視聴ください。
https://www.nichigas.co.jp/ir/stock/online_meeting/2024

公開日時

2024年６月25日（火曜日）午前10時から



・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので、予めご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金（電話料金）等は、株主さまのご負担になります。
・株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきます。その他、プライバシーに関わる部分に関しては、配慮して配信する場合がありますので、ご了承ください。
・当日は株主さまからの質疑応答も含めて中継を予定しておりますので、当日会場にご出席されご発言をされる場合には出席票の番号のみをお申し出ください。
・ライブ中継は、会社法上の株主総会の会場ではございませんので、ライブ中継内での議決権行使等はできません。議決権行使は、議決権行使書用紙のハガキ返送による書面での行使またはインターネットにより、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
・万一何らかの事情により中継を行わない場合は、上記の専用サイトにてお知らせいたします。

株主総会会場ご案内図

会　　場　**帝国ホテル東京《本館4階 桜の間》**
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号　(電話:03-3504-1111(代表))

開催日時　**2024年6月25日(火曜日)午前10時** (受付開始:午前9時)





交通機関　JR線　有楽町駅 (日比谷口) より徒歩5分

地下鉄　日比谷駅 (A5・A13出口) より徒歩3分
銀 座 駅 (C1出口) より徒歩5分
内幸町駅 (みずほ方面出口) より徒歩3分

お願い:駐車場の用意がございませんので、電車・バス等の交通機関をご利用ください。


NICIGAS
ニチガス